

加須市介護サービス事業者等指導監査実施要綱

(平成30年8月17日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他の関係法令に基づき、介護サービスを提供する事業者(以下「介護サービス事業者等」という。)に対して実施する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導の方針)

第2条 指導は、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るために実施する。

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導 指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習又はオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用等の方法により行う指導

(2) 運営指導 次の形態により指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う指導

ア 市が単独で指導を行うもの

イ 市が埼玉県と合同で指導を行うもの

(指導対象の選定基準)

第4条 指導は、市の区域内に施設又は事務所を有し、市が指定する全ての介護サービス事業者等を対象とし、次に掲げる基準に基づき対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に

応じて選定する。

(2) 運営指導 指定の有効期間内に1回以上実施できるよう選定するほか、個別事由を勘案して選定する。

(指導の方法等)

第5条 指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知 集団指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

イ 実施方法 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習又はオンライン等の活用等の方式により行う。なお、集団指導に参加しなかった介護サービス事業者等に対しては、使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 実施体制 実施に当たっては、介護サービス事業者等指導監査を所管する部署の職員2人以上(うち1人を班長とする。)による班を編成して実施するものとし、必要に応じて介護事業に関係する部署の担当職員を同行することができるものとする。

イ 指導通知 運営指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

ウ 指導方法 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

エ 結果通知 運営指導の結果、改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬の請求について不正には当たらない軽微

な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

オ 改善報告書の提出 エの規定により通知した事項については、文書により改善報告を求める。

(監査への変更)

第6条 運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 介護サービス事業者等の事業に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査の方針)

第7条 監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、介護サービス事業者等の事業に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢

者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（監査対象の選定基準）

第8条 監査は、下記に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認められる場合に行う。

（1）要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（2）運営指導において確認した情報 法第23条の規定に基づき行った運営指導において、介護サービス事業者等において認めた（その疑いがある場合も含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（監査の方法等）

第9条 監査の方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施体制 監査は、第5条第2項アに規定する体制により実施する。

(2) 監査通知 監査の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、事案の緊急性、重大性を踏まえ、通知をしないことが相当である場合等、これにより難い場合は、この限りでない。

(3) 監査方法 監査は、介護サービス事業者等の指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認められる場合において、当該介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問し、又は当該介護サービス事業者等の事業所、事務所その他事業等に関係ある場所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより実施する。

(4) 結果通知 監査の結果、次条第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

(5) 改善報告書の提出 前号の規定により通知した事項については、文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

第10条 監査の実施により指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第78条9、第83条の2、第115条の18、第115条の28の規定により、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

ア 介護サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護サービ

ス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

ウ 勧告を行った場合は、当該勧告を受けた介護サービス事業者等に対し、期限内に文書による報告を求めるものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けた介護サービス事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置を採らなかった場合は、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

イ 命令を行った場合は、その旨を公示しなければならない。

ウ 命令を行った場合は、当該命令を受けた介護サービス事業者等に対し、期限内に文書による報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該介護サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(聴聞等)

第11条 監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(経済上の措置)

第 1 2 条 市が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護サービス事業者等が法第 2 2 条第 3 項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、当該介護サービス事業者等に対し支払った介護報酬の額を返還させるほか、その返還させる額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額を支払うよう指示することができる。

（情報の開示等）

第 1 3 条 介護サービス事業者等に対して実施した指導及び監査の結果等について、必要があると認められるときは埼玉県等へ情報提供するとともに、利用者保護の観点から、情報の開示に努めるものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 1 7 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 3 日福祉部長決裁）

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 3 日から施行する。